

公費負担制度（選挙公営） Q & A

このQ & Aは、幕別町議会議員選挙及び幕別町長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考にしていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容が異なりますので、ご注意ください。

幕別町選挙管理委員会事務局（0155-54-5400）

【目次】

共通事項（1～2 ページ）

- Q 1 公費負担分はなぜ事業所に支払われるのですか。立替払いとして、立候補者に支払うことはできませんか。
- Q 2 公費負担分は選挙運動費用に算入されますか。
- Q 3 公費負担分の上限額で契約することは可能でしょうか。
- Q 4 公費負担制度を利用する際、契約書は必ず必要ですか。
- Q 5 必要な書類や保管をしておく書類には、どのようなものがありますか。
- Q 6 公費負担に関する届出書類に誤りが判明した場合は、どうしたらよいですか。

選挙運動用自動車＜自動車の借入れ＞（3～5 ページ）

- Q 7 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。
- Q 8 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることはできますか。
- Q 9 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りる場合、3台とも公費負担の対象になりますか。
- Q 10 レンタカー業者から様々なオプションがついたレンタカーを借りる場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。
- Q 11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めて借入金代金として契約する場合、すべて公費負担の対象となりますか。
- Q 12 選挙運動期間前から借入れした場合、全期間について公費負担の対象となりますか。
- Q 13 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れした場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。
- Q 14 借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。
- Q 15 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はいくらでしょうか。

選挙運動用自動車＜燃料代＞（6 ページ）

- Q16 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。
- Q17 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量や給油金額の記録はどのように行えばよいですか。
- Q18 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社分とも請求できますか。
- Q19 燃料補給の契約において、契約の届出と確認申請の両方が必要なのは何故ですか。

選挙運動用自動車＜運転手の雇用＞（7～8 ページ）

- Q20 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか。
- Q21 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車について運転してもらった場合も、報酬はすべて公費負担の対象となりますか。
- Q22 選挙運動期間以外の期間も含めて雇用契約をする場合、全期間について公費負担の対象となりますか。
- Q23 運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。
- Q24 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。
- Q25 法人と運転手派遣契約を締結した場合は、公費負担の対象となりますか。
- Q26 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

選挙運動用ビラ（9～10 ページ）

- Q27 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなビラですか。
- Q28 選挙運動用ビラには規格等がありますか。
- Q29 選挙運動ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。
- Q30 選挙運動用ビラは、選挙運動期間中以外に頒布できますか。
- Q31 選挙運動用ビラの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。
- Q32 選挙運動ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか。

選挙運動用ポスター（11～12 ページ）

- Q33 公費負担の対象となるポスターとは、どのようなポスターですか。
- Q34 選挙運動用ポスターには規格等がありますか。
- Q35 選挙運動用ポスターと併せて、名刺等の印刷物も一括して印刷してもらった場合、あわせて公費負担の対象となりますか。
- Q36 選挙運動用ポスターの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。
- Q37 選挙運動用ポスターとイベント用ポスターを一括発注したため、デザイン料及び写真撮影費用について、公費負担対象分と対象外分を区分することが困難です。この場合、デザイン料及び写真撮影費用をどのように区分すればよいですか。

【共通事項】

Q 1 公費負担分はなぜ事業所に支払われるのですか。立替払いとして、立候補者に支払うことはできませんか。

A 1 立候補者が選挙運動費用の負担を一時的に行うことは、費用の面から選挙に立候補しやすい環境を整備するという法の趣旨とは異なるため、立替払いではなく、町が直接事業所に支払うこととしています。

Q 2 公費負担分は選挙運動費用に算入されますか。

A 2 公費負担分は、選挙運動用自動車の使用に係るものを除き、選挙運動費用に算入されます。

Q 3 公費負担分の上限額で契約することは可能でしょうか。

A 3 条例で定めている額は、あくまで上限額であり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

実際の契約の際は、契約内容の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。（公費負担に係る書類は、一部を除き情報公開の対象となります。）

Q 4 公費負担制度を利用する際、契約書は必ず必要ですか。

A 4 公費負担制度を利用する場合、必ず契約相手方と有償契約を書面にて締結し、当該契約書を幕別町選挙管理委員会に届け出る必要があります。（契約書の名称は「借受書」、「承諾書」等でも可）なお、契約書には、次の内容が具備されている必要があります。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ④ （選挙運動用自動車のみ）車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
- ⑤ 契約年月日の記載があること。

⑥ 借受人が候補者であること。

※ 契約書は任意様式ですが、参考様式（ひな形）については幕別町選挙管理委員会で別途用意します。（様式集をご覧ください。）

Q 5 必要な書類や保管をしておく書類には、どのようなものがありますか。

A 5 納品書、明細を記載した見積書などは保管していただくことが望ましいです。
なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

Q 6 公費負担に関する届出書類に誤りが判明した場合は、どうしたらよいですか。

A 6 届出書類に誤りや変更がある場合は、関係書類とともにただちに幕別町選挙管理委員会に届け出てください。

【選挙運動用自動車】（自動車の借入れ）

Q 7 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 7 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入、運転手の雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車整備工場や知人などから借りることができます。

Q 8 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることはできますか。

A 8 生計を一にする親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

Q 9 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りる場合、3台とも公費負担の対象になりますか。

A 9 選挙運動用自動車1台のみが公費負担の対象となります。

Q10 レンタカー業者から様々なオプションがついたレンタカーを借りる場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。

A10 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入する場合は、業者が国土交通省に届け出している「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的に「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等）の

料金が含まれていますが、別途、任意で契約する免責補償料は、公費負担の対象にはなりません。

Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めて借入金として契約する場合、すべて公費負担の対象となりますか。

A11 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者の「基本料金」部分以外の看板等の取付けに係る料金は対象となりません。

看板等の取付けに係る料金等を含めて契約する場合は、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があります、契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要です。

Q12 選挙運動期間前から借入れした場合、全期間について公費負担の対象となりますか。

A12 公費負担の対象となる期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

なお、無投票となった場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れした場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A13 契約時に定めた借入期間を記載してください。選挙運動期間の前後の期間を含めて借入契約をした場合は、その契約期間を記載することになります。

ただし、公費負担の対象となる期間は選挙運動期間に限られているので、選挙運動期間の前後の期間は公費負担の対象とはなりません。

Q14 借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

A14 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

したがって、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日の基本料金の合計額が公費負担の対象となります。（1日当たりの上限額は、16,100円）

Q15 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はいくらでしょうか。

A15 自動車借入に係る公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対し公費を負担する制度となっていることから、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にする必要があります。

しかし、1日当たりの借入金額を設定せずに、月極契約をした場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの借入金額（16,100円を超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に当該自動車を使用した日数を乗じて得た金額が公費負担の対象となります。

【選挙運動用自動車】（燃料代）

Q16 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

A16 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、その他の自動車の燃料代は公費負担の対象にはなりません。

Q17 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量や給油金額の記録はどのように行えばよいですか。

A17 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要となります。選挙運動用自動車に給油した際には、燃料給油業者から受け取った給油伝票（給油日、給油量、車番（4桁）、給油金額が記載されたもの）を必ず保管してください。

また、セルフ給油の場合、有償契約を締結する際に給油伝票を作成してもらえよう打合せしておく必要があります。

Q18 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社分とも請求できますか。

A18 2社それぞれと燃料供給契約を締結している場合、上限額の範囲内で請求が可能です。この場合、2社の合計金額と上限額を比較して少ない方が公費負担額となります。

Q19 燃料補給の契約において、契約の届出と確認申請の両方が必要なのは何故ですか。

A19 契約の届出については、有償契約の締結か否かについて確認するものであり、確認申請は実際の供給にあたり、当該供給に係る費用が公費負担の上限額の範囲か否かを確認するためのものです。（契約の内容が単価契約の場合があり、契約の届出により確認申請を兼ねることはできません。）なお、確認申請に基づく確認書は、燃料の供給業者が町から費用を受領することを保証するものです。

【選挙運動用自動車】（運転手の雇用）

Q20 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか。

A20 候補者1人につき、1日1人に限り公費負担の対象となります。（1日当たりの上限額は、12,500円）

Q21 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車について運転してもらった場合も、報酬はすべて公費負担の対象となりますか。

A21 運転手が実際に「選挙運動用自動車」を運転した日が公費負担の対象となります。選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象とはなりません。

Q22 選挙運動期間以外の期間も含めて雇用契約をする場合、全期間について公費負担の対象となりますか。

A22 選挙運動期間中の運転のみが公費負担の対象となります。

Q23 運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

A23 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはなりません。

Q24 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A24 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。

同一日に運転業務が重ならない場合は、それぞれの運転手が公費負担の対象となりますが、同一日に複数の運転手が運転業務を行う場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

《例1》

Aさん 1日目～2日目（いずれも全日運転）

Bさん 3日目～5日目（いずれも全日運転）

⇒ Aさんは2日分、Bさんは3日分が公費負担の対象になります。

《例2》

Cさん 1日目～2日目（いずれも全日運転）

3日目（午前のみ運転）

Dさん 3日目（午後のみ運転）

4日目～5日目（いずれも全日運転）

⇒ Cさん、Dさんともに2日分が公費負担の対象となります。

3日目については、候補者が指定するいずれかの運転手が公費負担の対象となります。

Q25 法人と運転手派遣契約を締結した場合は、公費負担の対象となりますか。

A25 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と契約した場合は、公費負担の対象となりません。

なお、ハイヤー契約（一般乗用旅客自動車運送契約）の場合は、法人との契約が可能です。

Q26 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A26 候補者と生計を一にする親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）との間で運転手の雇用について契約した場合は、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

【選挙運動用ビラ】

Q27 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなビラですか。

A27 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》

公職選挙法

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 1,600枚

Q28 選挙運動用ビラには規格等がありますか。

A28 選挙運動用ビラの規格等は、次のとおりです。

規格：長さ 29.7 cm × 幅 21 cm（A4版）以内

両面印刷可

2種類以内

枚数：〈町長〉5,000枚

〈議員〉1,600枚

内容：特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載する必要があります。

証紙：頒布するビラには、幕別町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q29 選挙運動ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A29 次の方法により頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

なお、ポスティング、郵送、街頭演説以外の場所での配付は認められていません。

Q 30 選挙運動用ビラは、選挙運動期間中以外に頒布できますか。

A 30 選挙運動用ビラの頒布は、選挙運動期間中に限定されます。

なお、選挙管理委員会がビラに貼付する証紙を交付するのは、立候補届出が受理されたとき以降になります。

Q 31 選挙運動用ビラの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A 31 「上限枚数×上限単価」で算出した金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められているため、全額を公費負担できない場合があります。

公費負担額は、実際の「作成枚数」及び「作成単価」を「上限枚数」及び「上限単価」とそれぞれ比較して、低い方をかけあわせた額となります。

《例》

- | | |
|---------------------|-------------------|
| A 5,000 枚 (上限枚数) | B 7 円 73 銭 (上限単価) |
| C 6,000 枚 (実際の作成枚数) | D 5 円 (実際の作成単価) |

公費負担の対象枚数 (A) × 公費負担の対象単価 (D) = 25,000 円 (公費負担額)
 (A と C を比較し低い方) (B と D を比較し低い方)

Q 32 選挙運動ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか。

A 32 公費負担の対象にはなりません。ビラの表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、ビラの作成を業とする者と有償契約をした場合に、公費負担の対象となります。

【選挙運動用ポスター】

Q33 公費負担の対象となるポスターとは、どのようなポスターですか。

A33 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する「選挙運動のために使用するポスター」が公費の対象です。

《参考》

公職選挙法

(文書図画の頒布)

第 143 条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 4 号の 2 及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4)の 3 略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q34 選挙運動用ポスターには規格等がありますか。

A34 選挙運動用ポスターの規格等は、次のとおりです。

規格：長さ 42 cm×幅 30 cm以内

枚数：公費負担の上限枚数は 100 枚

選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場以外の場所には掲示することはできません。ポスター掲示場の数は、選挙ごとに選挙管理委員会で決定します。（参考：H31 町長町議 84 か所）

内容：特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）を記載する必要があります。

Q35 選挙運動用ポスターと併せて、名刺等の印刷物も一括して印刷してもらった場合、あわせて公費負担の対象となりますか。

A35 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。

Q36 選挙運動用ポスターの契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A36 「上限枚数×上限単価」で算出した金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められているため、全額を公費負担できない場合があります。

公費負担額は、実際の「作成枚数」及び「作成単価」を「上限枚数」及び「上限単価」とそれぞれ比較して、低い方をかけあわせた額となります。

《例》

A 100枚（上限枚数） B 4,307円（上限単価）
C 90枚（実際の作成枚数） D 4,500円（実際の作成単価）

公費負担の対象枚数（C）× 公費負担の対象単価（B） = 387,630円（公費負担額）
（AとCを比較し低い方） （BとDを比較し低い方）

Q37 選挙運動用ポスターとイベント用ポスターを一括発注したため、デザイン料及び写真撮影費用について、公費負担対象分と対象外分を区分することが困難です。この場合、デザイン料及び写真撮影費用をどのように区分すればよいですか。

A37 契約当事者間において、合理的な説明のできる方法で、公費負担対象分と対象外分を区分することが必要となります。例えば、同様のデザインで、サイズ規格等が同じである場合には、選挙運動用ポスターとイベント用ポスターそれぞれの作成枚数を用いて按分することなどが考えられますが、このようなことを避けるために、個々に契約することをお勧めします。